

公益財団法人 東京都区市町村振興協会

概	要
---	---

機	構
---	---

財	政
---	---

事	業
---	---

公益財団法人 東京都区市町村振興協会

概 要

東京都区市町村振興協会（以下「本協会」という。）は、東京都内の区市町村の健全な発展を図るために、市町村振興宝くじの収益金等を活用し、財政支援のための貸付事業など区市町村を支援する事業を行い、もって都民福祉の増進に資することを目的として、昭和54年4月1日に財団法人として設立された。その後、平成20年12月1日の公益法人制度改革三法の施行を機に、より透明で効率的な財団運営を図るため、平成22年3月23日に東京都知事の認定を受け、同年4月1日から公益財団法人として活動している。

事業活動としては、市町村振興宝くじ（通称「サマージャンボ宝くじ」）の収益金を原資とする基金を設け、災害対策事業や施設整備事業の資金として長期・短期の資金貸付を行うとともに、区市町村が共同して行う各種の事業に対する助成や、区市町村の振興に関する情報提供事業を行っている。

また、平成13年度から発売されている市町村振興宝くじ（通称「ハロウィンジャンボ宝くじ」）の収益金を、各区市町村に交付している。

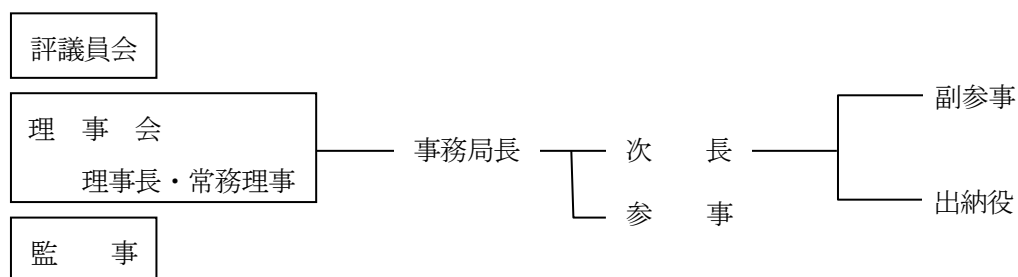
機 構

1 概 説

役員の選任・解任、定款の変更等を決議する機関として評議員会を、業務執行の決定等を行う機関として理事会を置き、理事長の下に事務局を設置している。

また、理事の職務執行及び計算書類等を監査する機関として監事が置かれている。

組織図（令和3年4月1日現在）



2 評議員会

評議員・理事及び監事の選任・解任、同職の報酬等の額・支給基準の決定、貸借対照表・正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書の承認、定款の変更等を決議する機関で、評議員6人で構成されている。開催は、定時評議員会を毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開かれる。評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結時までである。

評議員会開催状況（令和２年度）

定時評議員会（令和２年６月２９日） 書面決議

議案 番号	議 案	内 容
1	令和元年度決算報告 の件	令和元年度の決算報告（貸借対照表、正味財産増減計算書、財産 目録）を承認した。
2	評議員の辞任に伴う 補欠選任の件	評議員の辞任に伴い次の者を補欠選任した。 押田まり子氏（中央区議会議員） 磯山亮氏（小平市議会議員） 中村賢次氏（檜原村議会議員）
3	理事の任期満了に伴 う選任の件	理事の任期満了に伴い次の者を選任した。 山崎孝明氏（江東区長） 志賀徳壽氏（公益財団法人特別区協議会常務理事） 清水庄平氏（立川市長） 小林正則氏（小平市長） 杉浦裕之氏（瑞穂町長） 佐藤智秀氏（東京都総務局行政部長）
4	監事の任期満了に伴 う選任の件	監事の任期満了に伴い次の者を選任した。 坂本義次氏（檜原村長） 石橋浩一氏（東京都総務局多摩島しょ振興担当部長） 中村元彦氏（公認会計士・税理士）

第１回臨時評議員会（令和２年８月２０日） 書面決議

議案 番号	議 案	内 容
1	令和２年度リモート会議 システム導入支援事業に 係る事業費助成の件	令和２年度リモート会議システム導入支援事業に係る事業費助成 を承認した。
2	令和２年度収支予算書 (補正予算第１次)の件	令和２年度収支予算書(補正予算第１次)を承認した。
3	理事の辞任に伴う補欠 選任の件	理事の辞任に伴い次の者を補欠選任した。 小笠原雄一氏（東京都総務局行政部長）

第２回臨時評議員会（令和３年３月２３日） 書面決議

議案 番号	議 案	内 容
1	令和３年度事業計画書 の件	令和３年度事業計画書を承認した。
2	令和３年度収支予算書 の件	令和３年度収支予算書を承認した。

3 理事会

本協会の業務執行の決定、理事の職務の執行の監督、理事長及び常務理事の選任・解任を行う機関で、理事6人で構成されている。評議員会の開催を理事会の決議により理事長が招集することから、理事会は評議員会の開催前に開かれるほか、理事長が必要に応じて招集する。

理事会開催状況（令和2年度）

第1回理事会（令和2年6月12日）

議案番号	議 案	内 容
1	令和元年度事業報告の承認の件	令和元年度の事業報告を承認した。
2	令和元年度決算報告の承認の件	令和元年度の決算報告（貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録）を承認した。
3	評議員の辞任及び役員の任期満了に伴う選任候補者の推薦の件	評議員の辞任に伴い補欠選任候補者として次のとおり推薦することとした。 区議会議長会が推薦する区議会議長 磯山亮氏（小平市議会議長） 中村賢次氏（檜原村議会議長） 理事の任期満了に伴い選任候補者として次のとおり推薦することとした。 山崎孝明氏（江東区長） 志賀徳壽氏（公益財団法人特別区協議会常務理事） 清水庄平氏（立川市長） 小林正則氏（小平市長） 杉浦裕之氏（瑞穂町長） 佐藤智秀氏（東京都総務局行政部長） 監事の任期満了に伴い選任候補者として次のとおり推薦することとした。 坂本義次氏（檜原村長） 石橋浩一氏（東京都総務局多摩島しょ振興担当部長） 中村元彦氏（公認会計士・税理士）
4	令和2年度定時評議員会及び第2回理事会の開催の件	令和2年度定時評議員会及び第2回理事会の開催について決定した。

第2回理事会（令和2年6月29日） 書面決議

議案番号	議 案	内 容
1	理事長の選定の件	理事の中から山崎孝明理事を理事長に選定した。
2	常務理事の選定の件	理事の中から志賀徳壽理事を常務理事に選定した。
3	常務理事に事務局長の職務を委嘱する件	常務理事に事務局長の職務を委嘱する件を了承した。

第3回理事会（令和2年8月13日） 書面決議

議案 番号	議 案	内 容
1	令和2年度リモート会議システム導入支援事業に係る事業費助成の件	令和2年度リモート会議システム導入支援事業への助成を決定した。
2	令和2年度収支予算書（補正予算第1次）の件	令和2年度収支予算書（補正予算第1次）を決定した。
3	理事の辞任に伴う補欠選任候補者の推薦の件	理事の辞任に伴い補欠選任候補者として次のとおり推薦することとした。 小笠原雄一氏（東京都総務局行政部長）
4	令和2年度第1回臨時評議員会（書面決議）の開催の件	令和2年度第1回臨時評議員会（書面議決）の開催について決定した。

第4回理事会（令和3年2月3日）

議案 番号	議 案	内 容
1	令和3年度区市町村振興共同事業助成の件	令和3年度区市町村振興共同事業への助成を決定した。
2	令和3年度事業計画書の件	令和3年度事業計画書を決定した。
3	令和3年度収支予算書の件	令和3年度収支予算書を決定した。
4	公益財団法人東京都区市町村振興協会事務局規程の一部改正の件	公益財団法人東京都区市町村振興協会事務局規程の一部改正について了承した。
5	令和2年度第2回臨時評議員会の開催の件	令和2年度第2回臨時評議員会の開催について決定した。

4 役員及び職員

本協会の役員は、理事長、常務理事、理事4人及び監事3人で構成され、役員の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結時までである。

(1) 理事長・常務理事及び理事

理事長及び常務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。理事長は、本協会を代表し、その業務を執行する。常務理事は、理事長を補佐して業務を執行し、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。理事長及び常務理事は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事となっている。理事は、本協会の職務を執行する。

(2) 監 事

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより監査報告を作成する。

また、いつでも理事等に対して事業報告を求め、業務及び財産状況を調査する権限がある。

令和元年度の事業執行状況、会計処理、収支決算及び財産状況等については、令和2年5月28日に監事会を開催し、監査を行った。監査の結果は次のとおりであった。

ア 事業報告等の監査結果

(ア) 事業報告は、法令及び定款に従い、当協会の状況を正しく示しているものと認めます。

(イ) 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

イ 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、当協会の財産及び正味財産の増減の状況をすべて重要な点において適正に示しているものと認めます。

ウ 資金収支計算書の監査結果

資金収支計算書は、当協会の資金収支の状況をすべて重要な点において適正に示しているものと認めます。

(3) 職 員

事務局には、事務局長及び所要の職員を置いている。事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免し、事務局長以外の職員は、理事長が任免している。

現在、事務局長は常務理事が兼務し、職員は公益財団法人特別区協議会との業務支援に関する協定により、同協議会職員（12 人）が兼務している。

1 概 説

本協会の財源は、市町村振興宝くじ(通称「サマージャンボ宝くじ」及び「ハロウィンジャンボ宝くじ」)の発売収益に係る東京都からの交付金である。

2 サマージャンボ宝くじに係る交付金

サマージャンボ宝くじは、その収益金を区市町村振興の財源に充てることを目的として、昭和 54 年に設けられ、毎年 7 月に発売されている。交付金は、収益金を都道府県ごとに団体(区市町村)数、人口及び売上高(各都道府県における売上高)を 3 分の 1 ずつの割合で算出して配分し、各都道府県から交付される。

令和 2 年度の東京都からの交付金は、3,122,909,738 円であった。ただし、このうち 10%は一般財団法人全国市町村振興協会に納付するので、実収入は 2,810,618,765 円であった。

令和 3 年度は、1 等前後賞合わせて 7 億円の「サマージャンボ宝くじ」と 1 等 1,000 万円の「サマージャンボミニ」が令和 3 年 7 月 13 日(火)から 8 月 13 日(金)までの 32 日間発売される。

抽せん日は令和 3 年 8 月 25 日(水)である。

3 ハロウィンジャンボ宝くじに係る交付金

ハロウィンジャンボ宝くじ(平成 29 年度に「オータムジャンボ宝くじ」から改称)は、その収益金を区市町村へ全額交付することを目的として、平成 13 年度より設けられ、毎年 10 月頃に発売されている。交付金は、サマージャンボ宝くじと同様の方法で、各都道府県から交付される。

令和 2 年度は、東京都からの交付金 1,324,420,440 円に預金利子 2,579 円を加えた 1,324,423,019 円を、各区市町村に均等に配分する均等割及び 10 月 1 日現在の人口数に応じて配分する人口割を 2 分の 1 ずつの割合で、令和 3 年 3 月 2 日に 62 区市町村に交付した。

4 会 計

本協会の会計は、公益法人会計基準(「平成 20 年基準」内閣府公益認定等委員会・平成 20 年 4 月 11 日制定)に基づき、公益目的事業会計と法人会計に区分して処理している。

令和 3 年度予算(資金収支計算ベース)は次表のとおりである。

(1) 公益目的事業会計

(単位：千円)

区 分	令和3年度予算額	令和2年度予算額	増△減額
I 事業活動収支の部			
1 事業活動収入			
基本財産運用収入	0	0	0
特定資産運用収入	294,854	331,391	△36,537
貸付金償還収入	14,191,052	13,642,378	548,674
交付金等収入	3,789,439	4,131,146	△341,707
雑収入	2	1	1
事業活動収入計 a	18,275,347	18,104,916	170,431
2 事業活動支出			
① 事業費支出	19,400,749	20,459,164	△1,058,415
② 管理費支出	0	0	0
事業活動支出計 b	19,400,749	20,459,164	△1,058,415
事業活動収支差額 A (a-b)	△1,125,402	△2,354,248	1,228,846
II 投資活動収支の部			
1 投資活動収入			
特定資産取崩収入	17,857,297	18,726,419	△869,122
投資活動収入計 c	17,857,297	18,726,419	△869,122
2 投資活動支出			
特定資産積立支出	16,740,297	16,388,248	352,049
投資活動支出計 d	16,740,297	16,388,248	352,049
投資活動収支差額 B (c-d)	1,117,000	2,338,171	△1,221,171
III 財務活動収支の部			
財務活動収入計 e	0	0	0
財務活動支出計 f	0	0	0
財務活動収支差額 C (e-f)	0	0	0
IV 予備費支出 D	7,000	7,000	0
当期収支差額 A+B+C-D	△15,402	△23,077	7,675
前期繰越収支差額	15,402	23,077	△7,675
次期繰越収支差額	0	0	0

(2) 法人会計

(単位：千円)

区 分	令和3年度予算額	令和2年度予算額	増△減額
I 事業活動収支の部			
1 事業活動収入			
基本財産運用収入	1	1	0
特定資産運用収入	25,099	30,664	△5,565
貸付金償還収入	0	0	0
交付金等収入	284,199	306,047	△21,848
雑収入	4	2	2
事業活動収入計 a	309,303	336,714	△27,411
2 事業活動支出			
① 事業費支出	0	0	0
② 管理費支出	309,303	336,714	△27,411
事業活動支出計 b	309,303	336,714	△27,411
事業活動収支差額 A (a-b)	0	0	0
II 投資活動収支の部			
1 投資活動収入			
特定資産取崩収入	0	0	0
投資活動収入計 c	0	0	0
2 投資活動支出			
特定資産積立支出	0	0	0
投資活動支出計 d	0	0	0
投資活動収支差額 B (c-d)	0	0	0
III 財務活動収支の部			
財務活動収入計 e	0	0	0
財務活動支出計 f	0	0	0
財務活動収支差額 C (e-f)	0	0	0
IV 予備費支出 D	1,000	1,000	0
当期収支差額 A+B+C-D	△1,000	△1,000	0
前期繰越収支差額	1,000	1,000	0
次期繰越収支差額	0	0	0

事業

1 概説

「東京都内の区市町村の健全な発展を図るために、市町村振興宝くじの収益金等を活用し、必要な諸事業を行い、もって都民福祉の増進に資する」という本協会の目的を達成するために、区市町村の財政支援のための貸付事業、市町村振興宝くじ交付金の交付事業、区市町村が共同して行う区市町村の振興に資する事業への助成事業、区市町村の振興に関する情報提供事業を行っている。

本協会の事業は、定款第4条第1項各号に定めている。

2 事業

(1) 区市町村に対する資金貸付事業（定款第4条第1項第1号）

サマージャンボ宝くじの発売に係る収益金の交付金を基金として積立て、区市町村に対し、災害対策事業及び施設等整備事業の資金として、長期及び短期の資金貸付を行っている。

令和3年度貸付（令和3年5月現在）

	長期貸付			短期貸付
予 算 額	110億円			50億円
貸付対象事業	・災害に関する事業 ・区市町村等における施設等整備事業（長期貸付にあつては、地方債の起債に関して届出、同意又は許可がなされた事業）			
貸 付 条 件	貸付期間	据置期間	利 率	利 率
	5年以内	1年以内	財政融資資金と貸付期間等が同一条件の利率に0.3を乗じた率（小数点第2位四捨五入）を当該財政融資資金の利率から減じて得られた率とする。	財政融資資金の満期一括償還5年以内の利率に0.5を乗じた率（小数点第2位四捨五入）を当該財政融資資金の利率から減じて得られた率とする。
	10年以内	2年以内	ただし、当該財政融資資金貸付金の貸付利率が0.01%以上0.1%以下の場合については、当該貸付利率に、0.7を乗じて得られた率（小数点第3位四捨五入）と、当該財政融資資金貸付金の貸付利率が0.01%未満の場合については、当該財政融資資金貸付金の貸付利率とする。	ただし、当該財政融資資金貸付金の貸付利率が0.01%以上0.1%以下の場合については、当該貸付利率に、0.5を乗じて得られた率（小数点第3位四捨五入）と、当該財政融資資金貸付金の貸付利率が0.01%未満の場合については、当該財政融資資金貸付金の貸付利率とする。
	15年以内	3年以内		
	20年以内	3年以内		
償 還 時 期 及 び 方 法	年1回（5月20日）、半年賦元金均等償還			年4回（4月・7月・10月の1日及び1月4日）、同一会計年度内に元金利息を一括償還

注 短期貸付については、次の事業の利息を免除している。

①地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 5 条第 4 号の災害応急事業、災害復旧事業及び災害救助事業、②国又は東京都の補助金を受けている災害復旧事業等

ア 長期貸付の貸付状況

令和 2 年度（令和 2 年 5 月 20 日貸付）貸付結果

償還期間別	貸付団体数	貸付金額(千円)	貸付利率(年)
償還期間 5 年以内	0 区 5 市	170, 100	0. 003%
償還期間 10 年以内	5 区 20 市	4, 393, 700	0. 005%
償還期間 15 年以内	0 区 5 市	246, 300	0. 06%
償還期間 20 年以内	9 区 10 市 1 村	5, 630, 400	0. 1%
計	14 区 22 市 1 村	10, 440, 500	

注 貸付団体は、償還期間別に重複する団体がある。

イ 短期貸付の貸付状況

令和 2 年度貸付結果

貸付月別	貸付団体数	貸付金額(千円)	貸付利率(年)
4 月 1 日貸付	1 町	500, 000	免除
	1 村	70, 000	免除
1 月 4 日貸付	1 町	500, 000	0. 001%
計	1 町 1 村	1, 070, 000	

注 4 月 1 日貸付の 1 町（大島町）500, 000 千円、1 村（三宅村）70, 000 千円は、災害応急事業・災害復旧事業等により利息を免除している。また、1 月 4 日貸付団体は重複（大島町）している。

(2) 市町村振興宝くじ交付金の区市町村への交付事業（定款第 4 条第 1 項第 2 号）

平成 13 年度から収益金を区市町村に配分することを目的として、オータムジャンボ宝くじ（平成 29 年度から「ハロウィンジャンボ宝くじ」に改称）が発売された。配分方法は、各区市町村に均等に配分する均等割と 10 月 1 日現在人口数に応じて配分する人口割を 2 分の 1 ずつの割合で区市町村へ交付している。

令和 2 年度は、この収益金に係る東京都からの交付金 1, 324, 420, 440 円とその前年度利息収入 2, 579 円の合計 1, 324, 423, 019 円を 62 区市町村に交付した。

(3) 区市町村振興共同事業助成（定款第 4 条第 1 項第 3 号）

○令和 2 年度事業

区市町村が共同して行う事業並びに区及び市町村で構成する団体の行う事業に対し、サマージャンボ事業基金（以下「事業基金」という。）及び事業基金の運用益を充当し、次のとおり助成した。

ア 62区市町村が連携及び共同して行う事業

(ア) オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」事業

62区市町村が緑保全や温室効果ガス削減への取組において連携・共同することにより、各自治体や地域の特性に応じた自然環境保護、地球温暖化防止対策の推進を図るための特別区長会、東京都市長会及び東京都町村会の共同事業に対し助成。

令和2年度は、「温室効果ガス標準算定手法の共有化推進」「各団体の実施する事業との連携」「気候変動への適応策に関する調査研究」ほかの事業に対し、事業基金を充当して126,347,279円を助成した。

(イ) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会機運醸成事業

62区市町村が企画する東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会機運醸成事業を、62市区町村共同事業として位置付け、都と連携しながら全都的な機運醸成を図るため、1区市町村あたり200万円を上限として事業費の助成を行う事業に対し、事業基金を充当して85,223,703円を助成した。

イ 東京39市町村が連携及び共同して行う事業

(ア) 多摩・島しょ広域連携活動助成事業

多摩・島しょ地域の市町村の魅力を高める各種の広域連携の立ち上げや連携活動事業を助成する東京都市長会及び東京都町村会の共同事業に対し助成。

令和2年度は、子ども体験塾事業、観光振興連携活動、一般連携活動事業に対し、事業基金を充当して75,325,136円を助成した。

(イ) 多摩・島しょスポーツ習慣定着促進事業助成事業

多摩・島しょ地域の市町村が計画的に実施する、住民が日常的にスポーツに親しみ、取り組むことを習慣として定着させ、健康増進を図ることを推進し、ひいては多摩・島しょ地域の魅力を高める事業に対し助成。

令和2年度は、継続的な子どもの体力・運動能力向上、子どもの競技力向上に資する事業、障害者スポーツ・ニュースポーツの振興及び理解促進等の事業、運動習慣の定着に資する事業に対し、事業基金を充当して17,832,349円を助成した。

(ウ) 東京39市町村の自治に関する調査研究事業

市町村の広域的・共通的な課題について調査研究を行い、多摩・島しょ地域の各市町村の自治の振興に寄与する事業に対し助成。

令和2年度は、長期休暇取得等に伴う一般職員へのしわ寄せ解消の方策に関する調査研究事業、多摩・島しょ地域自治体におけるSDGsに関する調査研究事業、SIBを活用した社会的課題の解決と行政コストの削減に関する調査研究事業等に対し、事業基金を充当して78,240,000円を助成した。

(エ) 多摩26市自治推進事業

多摩26市に共通する行政課題についての調査研究・政策提言等を行う事業及び地域活性化に係る事業等に対し助成。

令和2年度は、事業基金運用益を充当して43,500,000円を助成した。

(オ) 多摩地域ペーパーレス化・デジタル化推進事業

新たなICTの活用や行政サービスのオンライン化には、仕事を見直し、ペーパーレス化を進める必要があることを踏まえ、市長会議及び副市長会議におけるペーパーレス会議の導入を推進する事業に対し、事業基金を充当して16,071,278円を助成した。

(カ) リモート会議システム導入支援事業

ウィズコロナ・アフターコロナ時代を見据え、首長同士の対面によらないリモート会議等の導入を支援する事業に対し、事業基金を充当して103,293,820円を助成した。

(キ) 東京都町村自治推進事業

町村の行政課題について、先進地の調査、研究及び学識経験者による講演などの調査研究及び行政施策実施に係る要望活動等の事業に対し助成。

令和2年度は、政務活動事業、調査研究事業、自治振興事業に対し、事業基金の運用益を充当して8,000,000円を助成した。

(ク) 「夢の教室」による子どもの心の教育事業

都内13町村の小学校5年生及び中学校2年生を対象に、アスリート等を派遣しゲーム等を行う教育事業に対し助成。令和2年度は、コロナウイルス感染症のため集合事業が中止となり、代替事業として行われたアスリートによるオンライン授業に対し、事業基金を充当して1,407,580円を助成した。

(ケ) 西多摩及び島しょ地域ペーパーレス化・デジタル化推進事業

町村長会議や副町村長会議等において、ペーパーレス会議システムの導入を推進する事業に対し、事業基金を充当して8,123,005円を助成した。

(コ) 東京自治会館大規模改修事業

都内全市町村の共同の施設である東京自治会館の建物の経年劣化の進行に対応するための大規模改修事業に係る別館改修工事・仮設研修所賃貸借・その他改修に伴う必要な整備等に対し、事業基金を充当して1,039,782,885円を助成した。

ウ 23特別区が連携及び共同して行う事業

(ア) 特別区全国連携プロジェクト関連事業

各区及び23特別区が全国各地域と連携・交流をさらに深める契機となる特別区全国連携プロジェクト関連事業を実施することにより、東京を含めた各地域の経済の活性化、地域の振興を図る事業、及び被災地支援事業に対し助成。

令和2年度は、事業基金を充当して44,058,798円を助成した。

(イ) 「特別区長会調査研究機構」事業

特別区及び地方行政に関わる課題について、大学その他の研究機関、国及び地方自治体と連携して調査研究を行うことにより、特別区長会における諸課題の検討に資するとともに、特別区の発信力を高めることを目的に設置された「特別区長会調査研究機構」事業に対し、事業基

金を充当して168,947,441円を助成した。

(ウ) (仮称) 東京区政会館別館（特別区職員研修所）整備事業

23 特別区職員の共同研修の場として、特別区職員研修所が入居していた東京区政会館別館の整備に係る工事費等に対し、事業基金を充当して424,168,460円助成した

エ 区市町村が共同して設置した団体が行う区市町村振興事業

(ア) 23特別区の自治に関する調査研究及び普及啓発事業

- ・ 調査研究事業：特別区制度の研究等
- ・ 特別区の自治に関する情報提供事業：資料の収集・管理・提供等
- ・ 特別区の自治に関する普及啓発事業：講演会の実施、展示等
- ・ 企画広報事業：刊行物の発行、ホームページの運用等
- ・ 特別区自治情報・交流センターの管理等

令和2年度は、公益財団法人特別区協議会が実施する上記の事業に対し、事業基金運用益を充当して158,800,000円を助成した。

(イ) 東京39市町村の自治に関する実態調査及び普及啓発事業

- ・ 実態調査事業：多摩地域ごみ実態調査、多摩地域データブック作成など
- ・ 市町村の自治に関する普及啓発事業：機関誌及びホームページによる多摩・島しょ地域全市町村に共通する情報の提供など
- ・ 広域的市民活動への支援事業：多摩交流センター事業など

令和2年度は、公益財団法人東京市町村自治調査会が実施する上記の事業等に対し、事業基金運用益を充当して123,000,000円を助成した。

オ 区市町村職員共同研修事業

行政の専門職及び行政実務の専門家として求められる高度な専門的知識・技能等の向上を目的として行われる、特別区職員及び東京都市町村職員の研修事業に対し助成。

令和2年度は、特別区人事・厚生事務組合（特別区職員研修所）及び東京市町村総合事務組合（東京都市町村職員研修所）が実施する共同研修事業に対し、事業基金を充当し、各組合に35,000,000円を助成した。

カ 日中友好交流事業

東京都と北京市において、両都市の市民間の友好往来を増進し、経済、文化芸術、教育、科学技術、都市建設などの面において多様な形による広範な交流を行うための友好交流事業に対し助成。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で友好代表団の派遣その他の事業が中止となり、北京市と事務的な調整に要した費用に対し、事業基金を充当して8,300円を助成した。

○令和3年度事業

区市町村が共同して行う事業並びに区及び市町村で構成する団体が行う事業に対し、事業基金及び事業基金の運用益を充当し、令和3年度は次のとおり助成する予定である。

ア 62区市町村が連携及び共同して行う事業

(ア) オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」事業

予算額 134,380千円

(イ) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会機運醸成事業

予算額 124,000千円

イ 東京39市町村が連携及び共同して行う事業

(ア) 多摩・島しょ広域連携活動助成事業

予算額 269,500千円

(イ) 多摩・島しょスポーツ習慣定着促進事業助成事業

予算額 48,000千円

(ウ) 東京39市町村の自治に関する調査研究事業

予算額 85,300千円

(エ) 多摩26市自治推進事業

予算額 86,500千円

(オ) 多摩地域ペーパーレス化・デジタル化推進事業

予算額 10,000千円

(カ) 東京都町村自治推進事業

予算額 7,710千円

(キ) 「夢の教室」による子どもの心の教育事業

予算額 9,500千円

(ク) 西多摩及び島しょ地域ペーパーレス化・デジタル化推進事業

予算額 9,000千円

(ケ) 東京都町村会創立100周年記念事業

予算額 17,100千円

(コ) 東京自治会館改修事業

予算額 27,720千円

ウ 23特別区が連携及び共同して行う事業

(ア) 特別区全国連携プロジェクト関連事業

予算額 135,860千円

(イ) 「特別区長会調査研究機構」事業

予算額 197,060千円

(ウ) (仮称) 東京区政会館別館(特別区職員研修所)整備事業

予算額 641,311千円

エ 区市町村が共同して設置した団体が行う区市町村振興事業

(ア) 23特別区の自治に関する調査研究及び普及啓発事業

予算額 147,500千円

(イ) 39市町村の自治に関する実態調査及び普及啓発等事業

予算額 109,656千円

オ 区市町村職員共同研修事業

予算額 70,000千円

カ 日中友好交流事業

予算額 16,500千円

(4) 区市町村の振興に関する情報提供事業 (定款第4条第1項第4号)

自治の振興に寄与することを目的として、区市町村の紹介などを主な内容とした区市町村の情報誌「とうきょう 自治のかげはし」を発行し、区市町村職員及び一般住民が閲覧できるよう配布している。

令和2年度は、事業基金運用益を充当して3,000部発行した。事業費は1,160,170円。

(5) 広報活動

市町村振興宝くじの販売促進を図るため、広報活動を行っている。令和 2 年度は次の広報活動を行った。

ア サマージャンボ宝くじの広報活動

(ア) 62 区市町村に対し広報誌への掲載及びポスター掲示を依頼

(イ) 職員の福利厚生団体機関誌による広報

(ウ) 関係団体発行の広報誌による広報

(エ) 新聞広告

朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、日本経済新聞、東京新聞、産経新聞、都政新報

(オ) 電車内モニター広告

J R 東日本（山手線、中央線快速、京浜東北線・根岸線、京葉線、埼京線、横浜線、南武線、常磐線各駅停車）、京王電鉄（本線、井の頭線）、西武鉄道（新宿線、池袋線）、東急電鉄（東横線、田園都市線、目黒線、大井町線）

(カ) MX テレビによる P R 放映

イ ハロウィンジャンボ宝くじの広報活動

(ア) 62 区市町村に対し広報誌への掲載及びポスター掲示を依頼

(イ) 職員の福利厚生団体機関誌による広報

(ウ) 関係団体発行の広報誌及び区市町村 H P による広報

(エ) 新聞広告

朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、日本経済新聞、東京新聞、産経新聞、都政新報

